

OTHERS その他

10月15日～21日は 違反建築防止週間です!

この週間は、住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに建築に関する取り組みを行うことにより、建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは 着工前に!

都市計画区域内(野市町全域、香我美町および夜須町の一部)で建築物を新築、または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受ける必要があります。

また、都市計画区域外(吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部)でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市役所建設課

家庭に平和を・少年に希望を 家庭裁判所70周年記念行事

10月1日(火)から始まる「法の日」週間行事の一環として、「離婚などで離れて暮らす親子の面会交流調停の紹介」と「万引きをした少年の模擬審判」を行います。入場無料、どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

■日時

11月8日(金) 13時10分～16時30分

■場所

高知市丸ノ内一三二五 高知地方・家庭裁判所6階 大会議室

■問い合わせ

高知地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係 ☎088-822-10576

10月は土地月間です

土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

そのため国土利用計画法では、一定規模以上の土地取り引きについては、土地の権利取得者(買主など)が、契約後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市町村を経由して県に届けられることとしています。

■届け出の必要な取り引き

- ・売買・交換・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・共有持分の譲渡・地上権・賃借権の設定・譲渡・予約完結権・買戻権などの譲渡・信託受益権の譲渡・地位譲渡

■取り引きの規模(面積)

- ・都市計画区域: 5,000㎡以上 10,000㎡以上

■一団の土地取り引きについても届け出が必要

※一団の土地とは、土地利用上、現に一体の土地を形成している、または一体としての利用が可能なひとまとまりの土地で、かつ権利取得者が一連の計画の下に、土地に関する権利の移転または設定を行うその土地が面積要件を満たしているものをいいます

■届け出方法

契約者名、契約日、土地の面積、利用目的などを記入した届け出書に必要書類を添えて、建設課へ提出してください。

■必要書類

土地取り引きにかかる契約書、土地の位置が分かる地形図、土地の形状を明らかにした図面(公図)など

■届け出期限

契約締結日を含めて2週間以内

■問い合わせ

市役所建設課

パートさんにも退職金を!

中退共は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。

■問い合わせ

特例掛金も用意されています。(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

10月1日は浄化槽の日

合併処理浄化槽はトイレの水洗いで快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置が進んでいます。

■問い合わせ

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

11月9日～11月15日 秋の全国火災予防運動 火の取り扱いには十分 注意してください。 2019年度 全国統一防火標語 ひとつずつ いいね!で確認 火の用心 香南市消防本部 予防課 ☎55-4141

警察

みんなでつくる安心の街



10月11日は「安全・安心まちづくりの日」。地域社会の安全が確保され、安心して暮らせることは、県民すべての共通の願いです。安全で安心なまちづくりを目指して、今年も全国一斉に全国各地域安全運動が行われます。

★10月11日(金)～10月20日(日) 全国地域安全運動実施

■運動の重点目標

- ・子どもと女性の犯罪被害防止
・特殊詐欺の被害防止
・万引き、自転車盗の被害防止
・地域の一人ひとりが「自分たちは決して犯罪や事故の被害者にならない」という自主防犯意識を持ちましょう。
また、自主防犯意識を個人だけでなく、職場や地域にまで広げて、地域社会全体へ地域安全運動の輪を広げていきましょう。

(香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー!長田麻紀 ☎55-0110)

高齢者交通事故防止 キャンペーン実施中!

■実施期間

9月1日(日)～12月31日(火)

例年、秋口から年末にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあり、高齢者が交通事故の犠牲者とならないように、「高齢者交通事故防止キャンペーン」を実施中です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▼歩行者・自転車の皆さんへ

車の運転者がいつも自分の存在に気が付いているとは限りません。道路横断時は、信号または横断歩道がある所で、

左右の安全をしっかりと確かめて渡りましょう。 また、これから日暮れが早くなってきました。薄暮時や夜間外出する時は、明るい色の服装に反射材を積極的に活用し、自転車は暗くなる前にライトを点灯しましょう。

▼運転者の皆さんへ

通り慣れた道路でも油断せず、しっかりと安全を確認するなど、事故を防ぐ運転を心がけましょう。また、シートベルトは「命のベルト」です。全席、全員がシートベルトを着用しましょう。(南国警察署 香南警察庁舎 高齢者アドバイザー!岡崎由美 ☎55-0110)

市のうごき (R1,8.31現在) ()は昨年同月対比
■人口/33,333人 (男/16,144人 女/17,189人)
■世帯/14,993戸
■出生/24人 ■死亡/32人
■転入/108人 ■転出/105人
■対前月人口比/5人減
8月の火災・救急出動件数
■火災 0件 [2件減]
■救急 168件 [27件増]



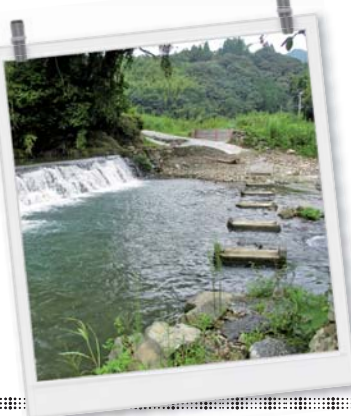
香我美町の沈下橋

沈下橋といえは高知県中部の仁淀川や四万十川に架かるそれを連想しがちだが、所用で香我美町の山間に出かける事があってから、この香南市にも沈下橋がある事をつい数年前に知った。小さくて車は通れない歩行者専用のコンクリート製の橋で、香宗川を遡り、下山川公民館に向かう道中の堰の前に造られていた。香南市

のウォーキングマップの香我美町版にもおすすめスポットとして掲載され、川の水量が少ない時に堰を背景に「スプレ写真でも撮ればインスタ映える景観」だなど前々から思っていたが、昨年に発生した西日本豪雨で橋は破壊され、今は渡れなくなっている。西日本豪雨では香我美町東川地区の被害が大きく、豪雨

災害直後は大きな流木が田畑にいくつも転がり、川岸のコンクリートや石垣が剥ぎ取られて、下流の田畑にその瓦礫が散らばり、ネットでも『香我美町 沈下橋』と検索すれば在りし日の橋の写真もいくつか出てくる。ただ今現地に赴いても渡る事ができない『跡地』となっているのである。将来橋が元に戻るのかどうかは正直言って分から

ないが、写真1枚でも撮っておくべきだったと、香南市の市民として少し後悔している。 M・F



※香南市にゆかりのある方に、コラムを書いてもらうコーナーです